

本稿は、「ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」の要点をまとめたものです。詳細な内容については同市中協議をご参照ください。

同市中協議の公表時点では、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止は確定していません。このため、同市中協議の公表は、ユーロ円TIBORの公表が2024年12月末をもって停止される旨を発表するものと解されるべきではありません。その他、免責事項詳細は、市中協議P. 2をご参照ください。

## 〈概要資料〉

# ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否等 に関する市中協議

2023年8月1日



項目	頁	市中協議の対応頁
1. 全銀協TIBORに関する一般的な整理	2	3
2. 本市中協議の背景・経緯	—	—
(1) 全銀協TIBORに関するこれまでの経緯	3	3～5
(2) IOSCO原則の遵守状況に関する自己評価と課題解消に向けた取組み	4	4～6
3. ユーロ円TIBORを巡る現在の状況整理	—	—
(1) エクスポージャー調査の結果概要	5	7
(2) 評価対象市場および決定階層の状況	6	8～9
(3) フォールバックに係る論点の整理状況	7～8	9～10
4. ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止に関する論点	—	—
(1) 恒久的な公表停止の実施可否および公表停止を実施する場合の時期	9	11～16
(2) 関連する論点（ユーロ円TIBOR参照商品のマイルストーンについて）	10	17～20
5. 今後のステップ	11	21
6. 本市中協議の意見照会事項一覧	12	23

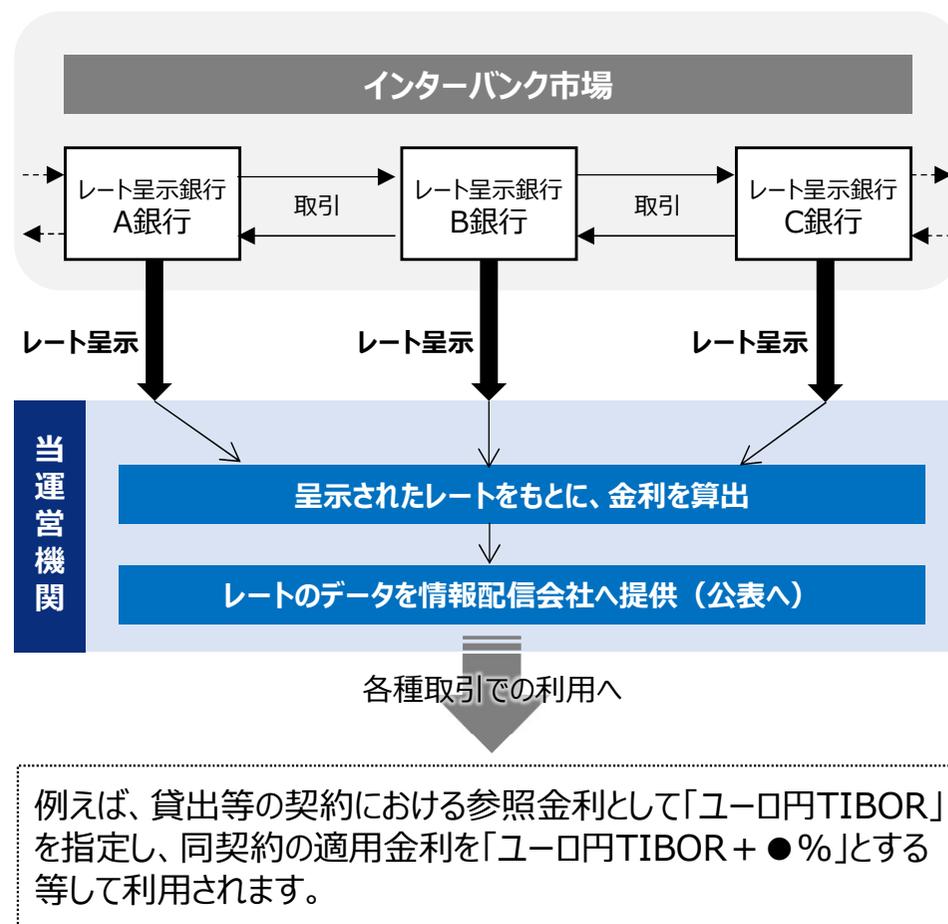
# 1. 全銀協TIBORに関する一般的な整理

- 当運営機関（JBATA）は、インターバンク市場の取引の実勢を反映する金利指標として、全銀協TIBOR\*（日本円TIBORおよびユーロ円TIBORの2種類）を算出・公表しています。（\*Tokyo Interbank Offered Rate）
- ✓このうち、ユーロ円TIBORは、本邦オフショア市場の取引実勢を反映する金利指標として、1998年から公表が開始され、現在では、3か月物、6か月物などの5つの期間（テナー）が毎営業日算出・公表されています。

## ■ 全銀協TIBORに関する一般的な整理

指標	本市中協議の対象	
	ユーロ円TIBOR	日本円TIBOR ※
反映する市場	本邦オフショア市場	無担保コール市場
公表開始	1998年3月～	1995年11月～
テナー	1週間物、 1、3、6、12か月物	同左
公表	毎営業日	同左
Act (金利日数)	360日ベース	365日ベース
リファレンス・バンク (レート呈示銀行)	14金融機関	15金融機関
運営主体	全銀協TIBOR 運営機関	同左

## (ご参考) 全銀協TIBORの算出・公表イメージ



本市中協議は、ユーロ円TIBORを対象として、同指標の恒久的な公表停止の実施可否等について検討を行います。

## 2. 本市中協議の背景・経緯

### (1) 全銀協TIBORに関するこれまでの経緯

- 当運営機関は、証券監督者国際機構（IOSCO）等による国際的な金利指標改革の要請を踏まえ、2017年7月に「全銀協TIBOR改革」を実施するなど、その透明性・頑健性・信頼性の維持、向上に努めてきました。
- 「全銀協TIBOR改革」実施以降も、2013年7月にIOSCOより公表された「金融指標に関する原則の最終報告書（IOSCO原則）」の完全遵守に向けた取組み（「全銀協TIBOR改革Next」：次頁を参照）を継続しており、本市中協議はその取組みの一環として位置付けられます。

### ■ 全銀協TIBORや金利指標改革に関する主な経緯（2012年以降）

年月	主体	内容
2012年	—	LIBOR不正操作問題が明らかに
2013年7月	IOSCO	「金融指標に関する原則の最終報告書（IOSCO原則）」を公表
2014年4月	JBATA	全銀協TIBOR運営機関設立（当運営機関による全銀協TIBORの公表開始）
2015年5月	金融庁	全銀協TIBORを特定金融指標に指定／当運営機関を特定金融指標算出者に指定
2017年7月	JBATA	<b>「全銀協TIBOR改革」の実施（ウォーターフォール構造の導入）</b>
2018年1月	IOSCO	「指標利用者へのステートメント」を公表
2018年10月	JBATA	<b>「【第1回市中協議】日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る方向性について」を公表</b>
2019年5月	JBATA	<b>市中協議（2018年10月）の結果を公表</b> （「日本円TIBORを維持し、ユーロ円TIBORを廃止する」案を最も有力な選択肢として検討を進めること等）
2021年3月	FCA	LIBORの公表停止および指標性の喪失予定時期に関する声明を公表
	JBATA	<b>「ユーロ円TIBORを廃止する場合の実施時期は2024年12月末になると想定する」ことを公表</b>
2021年12月	IBA	LIBOR公表停止／指標性喪失（米ドルLIBORの主要テナーは2023年6月末）
2022年8月	JBATA	「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」を公表
2023年3月	JBATA	市中協議（2022年8月）の結果を公表
2023年8月	JBATA	<b>【本件】「ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」を公表</b>

- 当運営機関は、毎年度公表しているIOSCO原則遵守状況の自己評価において、「全銀協TIBOR改革および改革以降の検討進捗によってIOSCO原則を遵守」していると評価しています。
- もっとも、全銀協TIBORのより一層の透明性・頑健性・信頼性の向上を図る観点からは、原則7（データの十分性）に関して一部課題を認識しており、当運営機関は、2017年7月に実施した「全銀協TIBOR改革」以降における同課題等の解消に向けた取組みを「全銀協TIBOR改革Next」と呼称して対応を進めてきました。

#### ■ IOSCO原則の遵守状況の自己評価結果の概要※

番号	原則名	自己評価	番号	原則名	自己評価
1	運営機関の全般的責任	◎	11	算出方針の内容	◎
2	第三者の監督	◎	12	算出方針に対する変更	◎
3	運営機関の利益相反	◎	13	移行	◎
4	運営機関の統制の枠組み	◎	14	呈示者に係る行動規範	◎
5	内部監督機能	◎	15※	データ収集に係る内部統制	—
6	指標の設計	◎	16	不服処理	◎
7	データの十分性	○	17	監査	◎
8	データのヒエラルキー	◎	18	監査証跡	◎
9	指標決定の透明性	◎	19	規制当局との連携	◎
10	定期的な見直し	◎	◎は遵守と評価。○は遵守しているが、一部課題有と評価。(※)15は評価対象外。		

#### ■ 原則7における課題認識とその対応経緯

原則7  
の内容

指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきである。

課題  
認識

「ユーロ円TIBOR」の呈示レートが、評価対象市場（本邦オフショア市場）のデータで決定される割合が低い。また、本邦オフショア市場は長期的な縮小傾向にある。  
（詳細は、P.6を参照）

対応  
経緯

##### 「全銀協TIBOR改革Next」における主な取組み

- ✓ 2018年10月、「【第1回市中協議】日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る方向性について」を実施。その結果、「日本円TIBORを維持し、ユーロ円TIBORを廃止する」案を現時点における最も有力な選択肢として、検討を進めることとしました。
- ✓ 2021年3月、ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する場合の実施時期は、2024年12月末になると想定していること等を公表しています。
- ✓ 2023年8月、第2回市中協議として、本市中協議の実施へと至っています（本件）。

※ 直近（2023年3月）時点。IOSCO原則遵守状況の自己評価に関する詳細は「金融指標に関するIOSCO原則（19原則）の遵守状況について」を参照。  
([https://www.jbatibor.or.jp/news/Compliance\\_with\\_IOSCO\\_19principles\\_2023.html](https://www.jbatibor.or.jp/news/Compliance_with_IOSCO_19principles_2023.html))

### 3. ユーロ円TIBORを巡る現在の状況整理

#### (1) エクスポージャー調査の結果概要

- 当運営機関が、金融機関（約280先）を対象に実施した「全銀協TIBORエクスポージャー調査（調査基準日：2021年12月末）」によると、ユーロ円TIBORは、デリバティブでの利用が大宗であるほか、貸出での利用も一定の規模があることが確認されています。  
 ✓ なお、既に公表停止された日本円LIBORが利用されていた当時（2019年6月末）のエクスポージャーと比較すると、残高・契約件数ともに小規模に留まっています。
- また、貸出およびデリバティブにおいては、その満期がユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する場合の想定時期として、2024年12月末を超えるものが相応に存在することや、デリバティブにおいては、その大半がISDAマスター契約に準拠するデリバティブであることが確認されています。

#### ■ ユーロ円TIBORのエクスポージャー調査結果の概要

科目・内訳	残高（兆円）	契約件数（件）
<b>a. 運用</b>	<b>3.8</b>	<b>2,725</b>
うち貸出	3.8	2,716
（満期2024年12月末超）	(1.6)	(1,397)
うち債券	0.02	9
（満期2024年12月末超）	(0.02)	(9)
<b>b. 調達</b>	<b>0.004</b>	<b>9</b>
（満期2024年12月末超）	(0.004)	(9)
<b>c. デリバティブ ※ 1</b>	<b>347.7</b>	<b>30,688</b>
（満期2024年12月末超）	(206.1)	(21,532)
うち店頭取引(ISDA準拠)	345.1	30,307
（満期2024年12月末超）	(205.4)	(21,368)

#### (ご参考) 日本円LIBORのエクスポージャー ※ 2

	残高（兆円）	契約件数（件）
<b>運用</b>	32	28,314
うち貸出	21	25,760
<b>調達</b>	8	83,304
<b>デリバティブ ※ 1</b>	2,971	419,545

※ 2 日本円LIBORのエクスポージャーは、2019年6月末基準のもの。詳細は、金融庁・日本銀行「LIBOR利用状況調査結果の概要及び求められる今後の主な対応」をご参照ください。

✓ デリバティブにおけるユーロ円TIBORのフォールバックは、ISDAにより整理されています。

✓ 本調査の結果、デリバティブの大半がISDAマスター契約に準拠している（すなわち、フォールバックに係る取り決めは既に契約上具備されている）ことが判明しています。

※ 1 デリバティブは想定元本ベース。

### 3. ユーロ円TIBORを巡る現在の状況整理

#### (2) 評価対象市場および決定階層の状況

- 当運営機関は、全銀協TIBOR業務規程第48条第1項にもとづき、全銀協 TIBOR の運営態勢の定期的な見直しを実施し、その中で、全銀協TIBORの評価対象市場の状況や、リファレンス・バンクの呈示レート of 算出根拠として、呈示レートの決定階層の状況を公表しています。
- ✓ ユーロ円TIBORの評価対象市場である本邦オフショア市場の推計市場規模は、運用サイド・調達サイドともに1兆円を下回るなど、長期的な縮小傾向にあります。
- ✓ ユーロ円TIBORの呈示レートの決定階層の状況を見ると、6,12か月物はほぼ第1層（評価対象市場のデータ）で決定している一方、特に、1週間物や1か月物では第2層以下（評価対象市場以外のデータ）で決定している割合も相応に高い状況です。

#### ■ユーロ円TIBORの評価対象市場（本邦オフショア市場）の状況の推移（7月末基準）

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
本邦オフショア市場 の推計市場規模	運用サイド(兆円)	約1.2	約0.9	約0.6	約0.5	約0.6	約0.5	約0.3	約0.3
	調達サイド(兆円)	約1.2	約1.1	約0.9	約0.6	約0.8	約0.8	約0.5	約0.5
リファレンス・バンクが占める取引割合推計 (翌日物も含めて算出) (%)		—※						約70	約69

※推計は公表していない。

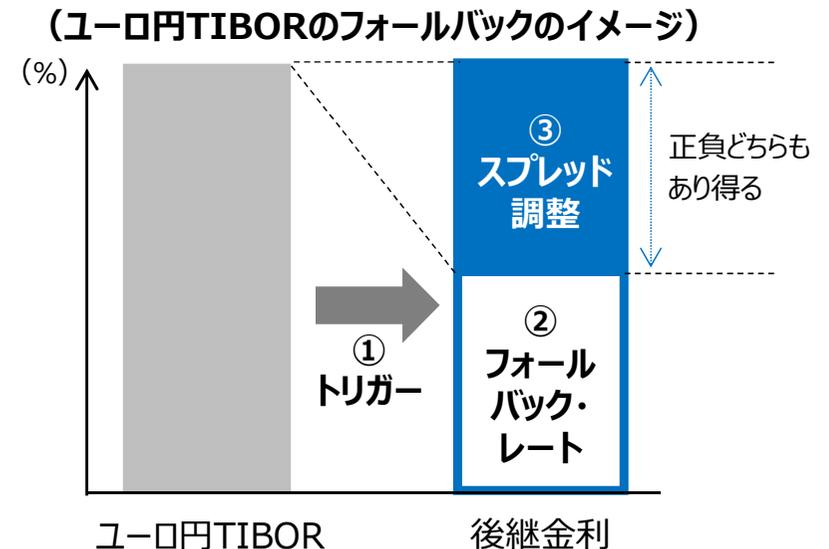
#### ■ユーロ円TIBORの呈示レートの決定階層の状況(2022年)

テナー		1週間物	1か月物	3か月物	6か月物	12か月物
第1層	本邦オフショア市場のデータ	16.3%	51.5%	71.9%	99.2%	99.2%
第2層	本邦オフショア市場に準じるインターバンク市場のデータ	<b>67.6%</b>	<b>43.1%</b>	<b>28.1%</b>	<b>0.8%</b>	<b>0.1%</b>
第3層	ホールセール市場を含む関連市場のデータ	<b>16.1%</b>	<b>5.4%</b>	—	—	<b>0.7%</b>
第4層	専門家判断	—	—	—	—	—

- 当運営機関は、2022年8月に「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議」を実施し、その結果を2023年3月に公表しました。同市中協議結果においては、全銀協TIBORを参照するキャッシュ商品（貸出・債券）を対象として、フォールバックの手続きに関して、①発動条件（トリガー）、②フォールバック・レートの候補、および③スプレッド調整の手法等を整理のうえ、「当運営機関の見解」として示しています（ユーロ円TIBORについては次頁を参照）。
- また、同市中協議結果では、市中協議に寄せられたご意見を踏まえ、全銀協TIBORを参照する契約へのフォールバック条項の導入に係る考え方についても整理し、ユーロ円TIBORに関しては「…速やかにフォールバック条項の導入を検討すべき」旨を示しています。

#### ■ フォールバックに係る主な論点の概要

論点	概要
①トリガー	全銀協TIBORから後継金利に承継する条件を定めたフォールバックの発動条件
後継金利	フォールバック時に承継される（原契約の参照金利である）全銀協TIBORとは異なる参照金利
②フォールバック・レート	後継金利のベースとなる金利指標（全銀協TIBORに代わり参照し得る代替金利指標より選択）
③スプレッド調整	全銀協TIBORとフォールバック・レートとの間の差異（スプレッド）を調整すること



- ✓ ユーロ円TIBORからのフォールバックに係る主な論点に関する具体的な整理内容（当運営機関の見解）は次頁をご参照ください。
- ✓ 2023年3月、同整理の内容を踏まえ、全国銀行協会から「**相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）（TIBOR編）**」が、その解説とともに公表されています。

#### ■ ユーロ円TIBORを参照する契約へのフォールバック条項の導入に係る考え方

- ✓ 「ユーロ円TIBORは、2024年12月末での恒久的な公表停止が検討されていることを踏まえると、その利用者においては、同指標を参照する契約のうち、2024年12月末を超えて満期が到来するものについては、恒久的な公表停止に備える対応の選択肢の一つとして、速やかに、フォールバック条項の導入を検討すべきと考えられます。」（同市中協議結果文書より抜粋、一部加工）

### 3. ユーロ円TIBORを巡る現在の状況整理 (3) フォールバックに係る論点の整理状況

#### (ユーロ円TIBORからのフォールバックに関する当運営機関の見解)

論点	当運営機関の見解（主な内容）		
トリガー	✓ 当運営機関がユーロ円TIBORの公表停止または公表停止予定を発表する場合を想定した「公表停止トリガー」を、 <b>フォールバック条項に最低限設定</b> する。 ✓ ISDAマスター契約にもとづくデリバティブとの平仄を重視する場合には、当運営機関の監督当局（金融庁）等が、ユーロ円TIBORの公表停止または公表停止予定を発表することを想定した文言をフォールバック条項に設定する。		
後継金利 ※ 3			
フォールバック・レート（候補およびフォールバック条項への設定方法）			
	候補	TONA複利（後決め）、ターム物RFR、日本円TIBOR	
	設定方法	設定方法 1	設定方法 2 ※ 1
		TONA複利（後決め）	第 1 順位 <b>ターム物RFR</b> 第 2 順位 <b>TONA複利（後決め）</b>
スプレッド調整 ※ 2	フォールバック・レート	TONA複利（後決め）	ターム物RFR
	スプレッド調整手法	過去5年中央値アプローチ ※ 4	
	ターム物RFRの過去データ	—（検討不要）	TONA複利（後決め）のデータを利用
	スプレッド調整の移行期間	設定しない	
	公示スプレッドの利用	Bloombergが公示するスプレッド	

- ※ 1 日本円TIBORをフォールバック・レートとしてウォーターフォール構造の第 1 順位に設定する設定方法については、賛否が分かれました。
- ※ 2 日本円TIBORをフォールバック・レートとする場合、回答者によって支持された特定のスプレッド調整手法はありませんでした。日本円TIBORは現時点で何ら公表停止が検討されておらず、フォールバック・レートとして選択することは何ら制限されていませんが、その利用を試みる場合には、回答者からコンセンサスが得られた特定のスプレッド調整手法がない中で、後継金利について契約当事者間で合意することが必要となります。例えば、貸出であれば、貸付人はコンダクトリスクや法的紛争リスクを踏まえた対応が必要と考えられます。なお、日本円TIBORをフォールバックによる対応ではなく、事前移行において利用することも考えられます。その場合、事前移行における金利差の調整は、契約当事者間の合意にもとづく任意の方法で行うことが想定されます。
- ※ 3 ユーロ円TIBORの日数計算は、360日ベースである一方、フォールバック・レートの各候補の日数計算は、いずれも365日ベースである点に留意が必要です。後継金利の利用に当たっては、両者の相違を調整するため、例えば、フォールバック・レートに360/365を乗じることが必要となります（Bloombergが公示しているスプレッド調整値は、日数計算の違いが調整されています）。
- ※ 4 同アプローチは、直近の相場動向のみにもとづいた算出手法と比べると、スプレッド調整値の水準に一定の段差が生じ得ることから、契約当事者間で留意する必要があります。

## 4. ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止に関する論点

### (1) 恒久的な公表停止の実施可否および公表停止を実施する場合の時期

- 当運営機関は、「全銀協TIBOR業務規程」（以下「業務規程」という。）に則り、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止について検討を進めており、本市中協議では、同第51条第3項および4項にもとづき、同指標の「恒久的な公表停止の実施可否」および「公表停止を実施する場合の時期」について、ご意見をお伺いしています。

### ■ ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止に関する論点と当運営機関の検討状況

論点	当運営機関の検討状況
ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当運営機関は、①2018年に実施した第1回市中協議の結果、ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する案を支持するご意見が最も多く寄せられたこと（P.3,4を参照）、②ユーロ円TIBORの評価対象市場である本邦オフショア市場は、長期的な縮小傾向が観測されていること（P.6を参照）等を踏まえ、<u>ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施に係る検討を進めています（業務規程との対応は、本頁下部参照）。</u></li> <li>✓ 検討に際しては、エクスポージャー調査の結果（P.5を参照）やフォールバックに係る論点の整理状況（P.7,8を参照）等を踏まえ、「<u>影響分析</u>」を実施しています（市中協議の別紙3（P.27～31）を参照）。</li> </ul>
ユーロ円TIBORの公表停止を実施する場合の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当運営機関は、第1回市中協議の結果やその後の検討状況（P.3,4を参照）を踏まえ、<u>ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する場合の実施時期は、2024年12月末になると想定している旨を公表しています。</u></li> </ul>

- ✓ 以上の検討状況等を踏まえ、本市中協議では、ユーロ円TIBORの「恒久的な公表停止の実施可否」および「公表停止を実施する場合の時期（2024年12月末とすることでよいか）」について、意見照会を実施しています。

### (参考) 業務規程第51条第1項（公表停止の実施に向けた検討開始条件への該当性判断）に係る当運営機関の検討結果

<p>（全銀協TIBORの恒久的な公表停止等） ※業務規程より抜粋</p> <p>第51条 運営機関は、次に掲げるいずれかまたは複数の状態が長期にわたり継続するおそれがあり、かつ、今後も改善する見通しがたたない場合において、全銀協TIBORの指標性が失われる可能性が高いと判断したときは、全銀協TIBORの恒久的な公表停止等を検討する。</p> <p>(1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場の構造変化等の事由により、市場参加者や関係当局により、同市場が活動的な市場であるとの認知が薄れ、全銀協TIBORの評価対象市場とすることについて疑義が呈されていると考えられる場合</p> <p>(2) ～以下略～</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「該当する」と判断</p>	<p>【該当性を判断する際に考慮された材料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2018年に実施した第1回市中協議の結果、ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する案を支持するご意見が最も多く寄せられたこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>…第1号に定める「市場参加者…により、同市場（＝本邦オフショア市場）が活動的な市場であるとの認知が薄れ、全銀協TIBORの評価対象市場とすることについて疑義が呈されている」状態に「該当する」と判断する有力な材料。</li> </ul> </li> <li>✓ 本邦オフショア市場は、長期的な縮小傾向が観測されていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>…第1号の状態が長期にわたり継続するおそれがあり、かつ、同状態が今後も改善する見通しがたたず、ユーロ円TIBORの指標性が失われる可能性が高いと考えられる。</li> </ul> </li> </ul> <p>…第2～第4号は「該当しない」と判断。</p>
---	--	--

## (2) 関連する論点（ユーロ円TIBOR参照商品のマイルストーンについて）

- 本市中協議は、関連する論点として、LIBORの公表停止対応を参考にしつつ、「新規取引の停止時期」を対象としてユーロ円TIBORの恒久的な公表停止に備えたマイルストーンに関する考察を商品ごとに行いました。
- そのうえで、「ユーロ円TIBORを参照する商品の『新規取引の停止時期』が、同指標の恒久的な公表停止日の何か月前に設定されることが望ましいか」について、ご意見をお伺いしています。

### ■ユーロ円TIBOR参照商品のマイルストーン（新規取引の停止時期）に係る当運営機関の考察

商品	考察の内容
キャッシュ商品 (貸出、債券)	✓ ユーロ円TIBORのエクスポージャー（残高・件数）調査結果を踏まえると、同指標を参照するキャッシュ商品は、日本円LIBORと比べると小規模に留まっています（P.5を参照）。そのため、例えば、日本円LIBORと同様に（下表参照）、遅くとも公表停止予定日の6か月前に「新規取引の停止時期」のマイルストーンを設定しておくことが一案と考えられます。
金利スワップ	✓ ユーロ円TIBORを参照する金利スワップは、日本円LIBORと比べると、キャッシュ商品と同様に、小規模に留まっています（P.5を参照）。他方、同指標を参照する金利スワップは、キャッシュ商品よりも幅広く利用されていることに鑑みると、エクスポージャーを抑制するための十分な準備期間を確保するために、キャッシュ商品と平仄を合わせて、遅くとも公表停止予定日の6か月前に「新規取引の停止時期」のマイルストーンを設定しておくことが一案と考えられます。

✓ 以上の考察等を参考として、本市中協議では、「ユーロ円TIBORを参照する商品の『新規取引の停止時期』が、同指標の恒久的な公表停止日の何か月前に設定されることが望ましいか」について、意見照会を実施しています。

### (参考) 2021年12月末に公表停止されたLIBORに関する主要通貨のマイルストーン（新規取引の停止時期）

( ) 内は、LIBORの公表停止時期である2021年12月末対比

通貨	貸出	債券	金利スワップ等
日本円	2021年6月末（6か月前）	2021年6月末（6か月前）	2021年9月末（3か月前）※1
米ドル〔1週間物、2か月物〕	2021年6月末（6か月前）	2021年6月末（6か月前）	2021年6月末（6か月前）
英ポンド	2021年3月末（9か月前）	2021年3月末（9か月前）	2021年3月末（9か月前）※2

※1 LIBORを参照する既存ポジションのリスク管理目的等でのデリバティブ取引は除く。また、顧客のために執行した取引が、結果としてLIBORリスクの積み増しとなることを妨げるものではなく、取引の勧誘・交渉・執行前後に、顧客の取引目的の確認までを求めるものではない。

※2 線形商品。非線形商品については、2021年6月末（6か月前）に設定。

(注) その他注釈等は、市中協議P.18を参照。

	今後の主な予定	期間／予定時期	内容等
(1)	本市中協議の意見照会期間	2023年8月1日(火)～ 9月30日(土) (必着)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 意見照会事項の詳細は、次頁または市中協議P.23をご参照ください。</li> </ul>
(2)	本市中協議の結果公表	2023年度内 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 同市中協議結果には、市中協議に寄せられた意見等を踏まえ、以下の内容に関する当運営機関の公式見解を記載する予定です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施有無</li> <li>・ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する場合にはその具体的な実施時期</li> </ul> </li> <li>✓ 仮に、同市中協議結果に「ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する」との見解が含まれていた場合には、当該市中協議結果の公表は「公表停止トリガー」に該当することが意図されています。</li> <li>✓ また、当運営機関は、本市中協議結果の公表時、関係当局や関係団体等と連携のうえ、市場参加者に対して適時かつ適切な情報提供がなされるよう対応していきます。</li> </ul>

## 6. 本市中協議の意見照会事項の一覧

	意見照会事項	参照箇所
(1)	<p>当運営機関は、全銀協TIBOR業務規程第51条にもとづき、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施を検討していますが、本市中協議に記載のユーロ円TIBORを巡る現在の状況や影響分析等を踏まえた「ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否」についてご意見をお聞かせください。</p> <p>(はい(実施可) / いいえ(実施不可) / 意見なし) 理由も説明してください。</p>	<p>市中協議 4. (1)</p>
(2)	<p>意見照会事項1に対する回答が「はい(実施可)」であった場合、ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する場合の時期として、当運営機関が提示している以下の考えを支持しますか。</p> <p>(はい/いいえ/意見なし) 理由も説明してください。</p> <p>【ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する場合の時期】 2024年12月末</p>	<p>市中協議 4. (2)</p>
(3)	<p>意見照会事項2に対する回答が「いいえ」であった場合、ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止する場合の具体的な実施時期およびその理由を説明してください。</p>	
(4)	<p>LIBORの事例や当運営機関の考察等を参考として、ユーロ円TIBORを参照するキャッシュ商品(貸出、債券)の新規取引の停止時期(マイルストーン)は、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止日の何か月前に設定されることが望ましいと考えられますか。</p> <p>具体的な時期およびその理由を説明してください。</p>	<p>市中協議 5. (2) ①</p>
(5)	<p>LIBORの事例や当運営機関の考察等を参考として、ユーロ円TIBORを参照する金利スワップの新規取引の停止時期(マイルストーン)は、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止日の何か月前に設定されることが望ましいと考えられますか。</p> <p>具体的な時期およびその理由を説明してください。</p>	<p>市中協議 5. (2) ②</p>
(6)	<p>本市中協議全般を通じ、上記意見照会事項以外の論点についてご意見がございましたら、ご記載ください。</p>	<p>—</p>